西北加市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

上 次

◇ 人事委員会

ページ

○ 初任給、昇格、昇給等に関する規則及び教職員の初任給、昇格、昇給 等に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】

2

初任給、昇格、昇給等に関する規則及び教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月9日

北九州市人事委員会委員長 河 原 一 雅

北九州市人事委員会規則第3号

初任給、昇格、昇給等に関する規則及び教職員の初任給、昇格、

昇給等に関する規則の一部を改正する規則

(初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第1条 初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和41年北九州市人事委員会 規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第9の短大卒の1 短大3卒の項第1号中「卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」を加え、同表の短大卒の2 短大2卒の項第1号中「卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」を加える。

(教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第2条 教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(平成29年北九州市人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第5の短大卒の1 短大3卒の項第1号中「卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」を加え、同表の短大卒の2 短大2卒の項第1号中「卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。